

# 利用料金表

## 【要介護】 基本料

### ○1日の利用時間が3時間以上4時間未満の場合

	1日あたりの自己負担額		
	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	374 円	748 円	1122 円
要介護2	429 円	857 円	1285 円
要介護3	485 円	970 円	1455 円
要介護4	540 円	1079 円	1618 円
要介護5	595 円	1190 円	1784 円

### ○1日の利用時間が4時間以上5時間未満の場合

	1日あたりの自己負担額		
	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	393 円	785 円	1177 円
要介護2	450 円	900 円	1350 円
要介護3	509 円	1017 円	1525 円
要介護4	566 円	1132 円	1698 円
要介護5	625 円	1249 円	1874 円

### ○1日の利用時間が5時間以上6時間未満の場合

	1日あたりの自己負担額		
	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	577 円	1153 円	1729 円
要介護2	681 円	1362 円	2043 円
要介護3	786 円	1572 円	2357 円
要介護4	891 円	1781 円	2672 円
要介護5	996 円	1991 円	2986 円

### ○1日の利用時間が6時間以上7時間未満の場合

	1日あたりの自己負担額		
	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	591 円	1181 円	1772 円
要介護2	698 円	1395 円	2092 円
要介護3	806 円	1611 円	2416 円
要介護4	912 円	1824 円	2736 円
要介護5	1020 円	2040 円	3060 円

### ○1日の利用時間が7時間以上8時間未満の場合

	1日あたりの自己負担額		
	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	666 円	1331 円	1997 円
要介護2	786 円	1572 円	2357 円
要介護3	911 円	1822 円	2733 円
要介護4	1036 円	2071 円	3106 円
要介護5	1161 円	2321 円	3482 円

### 通所介護加算関係（実施した場合）

加算内容	1日あたりの自己負担額		
	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
入浴加算（一般入浴）	52 円	103 円	154 円
個別機能訓練加算Ⅱ	58 円	115 円	173 円
認知症加算	62 円	124 円	185 円
口腔機能向上加算	154 円	308 円	462 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	19 円	37 円	56 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の5.9%に地域単価（10.27円）を乗じた額の1割、2割、3割		
特定処遇改善加算（新加算Ⅰ）	所定単位数の1.2%に地域単価（10.27円）を乗じた額の1割、2割、3割		

## 【総合事業】 基本料

総合事業(明石市)	自己負担額		
	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
事業対象者・要支援1(4回超)	1700円/月	3400円/月	5099円/月
事業対象者・要支援2(8回超)	3485円/月	6970円/月	10454円/月
事業対象者・要支援1(4回まで)	391円/回	781円/回	1171円/回
事業対象者・要支援2(8回まで)	402円/回	803円/回	1205円/回

### 総合事業通所介護加算関係（実施した場合）

加算内容	自己負担額		
	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
サービス提供体制強化加算(I)11	74円/月	148円/月	222円/月
サービス提供体制強化加算(I)12	148円/月	296円/月	444円/月
運動器機能向上加算	231円/月	462円/月	693円/月
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数の5.9%に地域単価（10.27円）を乗じた額の1割、2割、3割		
特定処遇改善加算（新加算 I）	所定単位数の1.2%に地域単価（10.27円）を乗じた額の1割、2割、3割		

### 実費負担分（介護保険適用外の費用）

項目	1日あたりの自己負担額
食材料費	600円/食
おやつ代	150円/食
日用品費（入浴）	50円/回
日用品費	実費/日
教養娯楽費	実費/日
おむつ費	パット 33円
	紙おむつ110円
	紙パンツ165円

### その他の費用について

- その他、行事等の際に別途参加費等の実費負担分をいただくことがあります。

#### ●キャンセル料

通所介護・通所型サービスへの参加をキャンセルされる場合は、前日の17時15分までにご連絡くださいますようお願い致します。

理由なくキャンセルされた場合には、キャンセル料を請求させて頂くことがあります。ただし、やむを得ない場合や急遽の場合と判断されることについてはキャンセル料は発生いたしません。

尚、日常生活支援総合事業利用者の場合、キャンセル料はいただきません。

#### \*特定処遇改善加算 I 令和1年10月より取得

##### ①経験・技能のある介護職員

- 法人・他法人合わせて10年以上の勤務経験のある介護福祉士の資格を有する常勤職員

##### ②他の介護職員

- 法人・他法人合わせて10年未満の勤務経験のある介護福祉士の資格を有する常勤職員